

①都道府県	②市区町村名	II 平成31(令和元)年度準要保護認定基準 (該当するもの全てに○)																				III 就学援助率						
		(1) 平成31(令和元)年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																				(4) テの内容	(5) 補足事項	(1) 平成30年度	(2) 令和元年度			
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	ク. 学校納付金の納付状況の悪い事、悪化、滞り等が深い事または学用品、通学用品等に不自由している事等で保護者の生活状態がまわって悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) → (2) 係数	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) → (2) 係数	チ. 特別支援教育費等の費用(特別支援教育費) → (2) 係数	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税額 → (4)	テ. その他 → (4)	(2) ソ、タ、チを選択した場合					(3) ツを選択した場合		
20	20	16	16	15	16	15	16	12	8	14	15	9	9	11	15	5	4	7	0	9	16	0	9	4				
鳥取県	鳥取市	○	○	○	○	○	○			○	○									○	1.3			障がい者・未成年者・寡婦及び寡夫で、前年所得が125万円以下の者	給与収入(税引き前)で算定する	15%未満	15%未満	
鳥取県	米子市																				1.3					25%未満	25%未満	
鳥取県	倉吉市	○	○	○	○	○	○			○	○									○	1.3			当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖又は家庭事情の変動により、所得が著しく減ったとき又は家庭内の病気等により家庭支出が著しく増えたとき等で教育委員会が給付する必要があると認めた者。		15%未満	20%未満	
鳥取県	境港市	○																			1.3			教育長が特に就学援助の必要があると認める場合(世帯や収入の状況により判断する)		20%未満	20%未満	
鳥取県	若美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○						1.3			教育委員会・学校・民生委員で組織する認定協議会における意見による。		10%未満	10%未満	
鳥取県	若桜町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○						1.3					10%未満	5%未満	
鳥取県	智頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5					20%未満	20%未満	
鳥取県	八頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3					15%未満	15%未満	
鳥取県	三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3			やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの		15%未満	15%未満	
鳥取県	湯梨浜町		○		○		○	○															○	・教育委員会が特に必要と認める場合(世帯状況・収入額等から総合的に判断する) ・失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者もしくは求職活動支援機関等の登録者であり、前年の合計所得金額が163万円を超えない者	イ. 市区町村民税の非課税については地方税法第295条第1項に基づくものに限る。	15%未満	10%未満	
鳥取県	琴浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3			当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖又は家庭事情の変動により、所得が著しく減ったとき又は家庭内の病気等により家庭支出が著しく増えたとき等で教育委員会が給付する必要があると認めた者。	チ についてはサ・シ・ス等の判断基準として使用している。	15%未満	15%未満	
鳥取県	北栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○	やむを得ない理由により所得が著しく減少、又は家族の病気等により支出が著しく増大した場合で教育委員会が援助する必要があると認めるもの。		15%未満	15%未満	
鳥取県	日吉津村																				1.3					15%未満	20%未満	
鳥取県	大山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3			他の要件に該当しても、チの要件に該当しない場合、認定しない。		10%未満	10%未満	
鳥取県	南部町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3			教育委員会が特に給付する必要があると認めた者		15%未満	15%未満	
鳥取県	伯耆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5					15%未満	15%未満	
鳥取県	日南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											5%未満	5%未満	
鳥取県	日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											15%未満	15%未満	
鳥取県	江府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5					20%未満	15%未満	
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合																				1.3					20%未満	30%未満	

①都道府県	②市区町村名	IV 平成31（令和元）年度主要保護就学援助額																																							
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																							
		(1) 費目毎の援助額																																							
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費									
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他						
20	20	0	0	0	1	1	1	18	18	0	0	0	0	1	1	1	18	18	0	6	6	1	0	0	0	0	0	1	14	14	0	4	4	4	0	0	1	15			
鳥取県	鳥取市							○	22,510								○	57,400		○	43,079							○	60,634							○			校外活動費…執行見込額はH30の実績額を記入 学校給食費…1食単価×7割×食数 学用品費：1年生22,320円、2～3年生24,550円 修学旅行費支給平均額：平成31（令和元）年度予算計上の単価 学校給食費：1食あたり330円のうち231円を補助（7割分）		
鳥取県	米子市							○	24,550								○	47,400											○	50,000	48,000								医療費、通学費：30年度実績額（平均） 学校給食費：1食あたり322円のうち215円補助（2/3補助）、保護者負担1/3		
鳥取県	倉吉市							○	22,320								○	47,400		○	19,113							○	40,342										給食費は全額減免して支給に代えている。		
鳥取県	境港市							○	22,320								○	47,400										○	43,000										対象費目があっても実績無しのものあり（該当セルのコメント参照）		
鳥取県	若美町							○	22,510								○	57,400		○	22,900							○	65,000												
鳥取県	若桜町							○	22,510								○	57,400										○	60,300												
鳥取県	智頭町							○	22,510								○	57,400				○																		通学用品費：新1年生以外に支給。	
鳥取県	八頭町							○	22,510								○	57,400											○	60,300	60,300									医療費、学校給食費については、平成30年度の実績。その他については、令和元年度予算額。	
鳥取県	三朝町							○	24,760								○	47,400										○	75,816											医療費は平成30年度実績値	
鳥取県	湯梨浜町							○	22,320								○	47,400										○	49,812											通学用品費は第1学年を除く。 校外活動費は予算計上単価額。 クラブ活動費・PTA会費は世帯単位で支給。 医療費は平成30年度実績額。	
鳥取県	琴浦町							○	22,320								○	47,400		○	0							○	60,836											新1年生については新入学児童生徒学用品等に含んでいるため通学用品費の支給なし 支給平均額は30年度実績を記入	
鳥取県	北栄町							○	22,510								○	57,400										○	52,680												
鳥取県	日吉津村																																								
鳥取県	大山町							○	22,510								○	57,400										○	75,843												・通学用品費については1年生には支給しない。 ・校外活動費（泊あり）及び医療費は実績無し。
鳥取県	南部町							○	22,320								○	47,400										○	74,000												校外活動費の支給対象項目を交通費・見学科としているが、交通費は町予算でバスを借上げて いる。見学科が必要な校外学習に、30年度は行かなかった。 医療費は30年度実績なしを記入。
鳥取県	伯耆町							○	22,510								○	57,400										○	76,026												※支給平均額：修学旅行費、校外活動費は30年度実績額で計上
鳥取県	日南町							○	22,510								○	57,400		○	0							○	0												
鳥取県	日野町				○	22,510	22,510						○	57,400	57,400																										郊外活動費、医療費の支給平均額は平成30年度の実績。学校給食費は実給食費の7割を補助。
鳥取県	江府町							○	23,722								○	57,400		○	62,076							○	37,364												
鳥取県	米子市日吉津 村中学校組合							○	24,550								○	47,400												○	50,000	43,000									学用品費：1年生22,320円、2～3年生24,550円 修学旅行費支給平均額：平成31（令和元）年度予算計上の単価 学校給食費：1食あたり330円のうち231円を補助（7割分）

①都道府県	②市区町村名	V その他																			VI 自由記述欄			
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況										2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組 (あてはまるものすべてに○)										(1) 教育委員会における取組 (あてはまるもの全てに○)										(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組	
ア. 学用品等の中古品を安価で販売 (バザー等)	イ. 学用品等 (中古品を含む) の貸出し	ウ. 学用品等 (中古品を含む) の無償給与	エ. 低価格な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他 → (2)	(2) コの内容及び補足説明	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売 (バザー等)	エ. 学用品等 (中古品を含む) の貸出し	オ. 学用品等 (中古品を含む) の無償給与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校 (又は校長会等) に対して、学用品等の取組状況に関する通知やマニュアル等を提示	ケ. 学校 (又は校長会等) に対して、学用品等の取組状況等を情報提供	コ. その他 → (2)						
20	20	1	2	1	3	9	4	11	1	1	3	0	0	0	0	3	0	2	1	2	4	4	1	
鳥取県	鳥取市					○	○		○		一部の学校で学用品費等の中古品を安価で販売している。													
鳥取県	米子市		○		○	○	○											○						
鳥取県	倉吉市								○															
鳥取県	境港市								○															社会福祉協議会による、制服 (中古) の無償給与
鳥取県	若美町								○															
鳥取県	若桜町								○											○	新入学児童・生徒祝い金を贈呈している。			
鳥取県	智頭町								○		○													
鳥取県	八頭町								○															
鳥取県	三朝町								○															
鳥取県	湯梨浜町								○															
鳥取県	琴浦町								○															PTAで卒業生などの使用しなくなった制服を必要とする方に支給している (あまり活用はないと聞いている)
鳥取県	北栄町			○	○	○	○																	
鳥取県	日吉津村						○				○													福祉保健課が新入学児童のみ学用品実費補助 (限度額15,000円) (当村は一村一校。小学校のみ。中学校は近隣自治体と組合立)
鳥取県	大山町								○															
鳥取県	南部町						○				○													給食費の徴収を公会計化しているため、給食費の支払いが滞る保護者に対し就学援助の案内を実施したり、ひとり親家庭になられた世帯に対し、他課と連携をとり制度の案内をおこなっている。 (要望) 教育の機会均等の観点から就学支援制度の望ましい基準額を国が示してほしい。
鳥取県	伯耆町								○						○					○	児童、生徒全員に対し、給食費を一食当たり100円の補助をしている。自転車通学の生徒に対し、ヘルメット購入費を補助している。		スクールバス運行の実施。	
鳥取県	日南町						○							○							全小中学生の通学にかかる町営バスの定期券を無償としている。			
鳥取県	日野町						○																	
鳥取県	江府町	○					○							○							新入学生用の学用品助成			
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合		○		○	○	○														○			